

健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届

【手続概要】

この届出は、事業の廃止（解散）、事業の休止（休業）、他の事業所との合併及び他の適用事業所での一括適用等により、適用事業所に該当しなくなった場合、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。

なお、任意適用事業所が任意適用事業所の取消しの申請をする場合は、「任意適用取消申請書」の提出が必要です。

【添付書類】

1. 原則

下記①、②のいずれか

① 解散登記の記載がある法人登記簿謄本のコピー（交付先：法務局）

（破産手続廃止又は終結の記載がある閉鎖登記簿謄本のコピーでも可）

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」をご確認ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

② 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）のコピー（交付先：公共職業安定所）

2. 1. の添付ができない場合 下記③～⑨のいずれか

③ 給与支払事務所等の廃止届のコピー（交付先：税務署）

④ 合併、解散、休業等異動事項の記載がある法人税、消費税異動届のコピー（交付先：税務署）

⑤ 法人等の事務所等閉鎖届のコピー（交付先：市区町村税務課等）

⑥ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書のコピー（事業廃止等年月日の記載があるもの）（交付先：労働基準監督署）

⑦ 休業等の確認ができる情報誌、新聞等のコピー

⑧ 事業廃止等を議決した取締役会議事録のコピー

⑨ その他、適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参